

令和4(2022)年4月4日
所 長 裁 定

国際日本文化研究センター研究調整主幹の職務分担について

1. 令和4年度以降の、国際日本文化研究センター組織運営規則第4条第2項に定める研究調整主幹の職務分担は、次のとおりとする。

- (1) 評価・IR
- (2) 研究

2. 令和2(2020)年2月20日付け所長裁定は廃止する。